

# 第1回建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会

## 議事次第

日時：令和3年9月15日（水）

10時から12時

場所：（一財）先端建設技術センター

第1・第2会議室

WEB 併用

### 1. 開会

JASRA 赤坂理事長挨拶

### 2. 委員会設置趣旨・規約(案)について

### 3. 委員長挨拶

### 4. 委員・オブザーバー紹介

### 5. 議事

#### 5-1 委員会における検討事項について

#### 5-2 自治体における土質改良土プラント認定・審査制度及び改良土基準の現状について

#### 5-3 建設発生土土質改良プラント認証制度の主な事項について

#### 5-4 今後の委員会開催予定について

### 6. 閉会

ACTEC 佐藤理事長挨拶

## 【配布資料】

配座図(出席者名簿)

資料1-1 建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会設置趣旨

資料1-2 建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会規約(案)

資料2 委員会における検討事項について

資料3 自治体における土質改良土プラント認定・審査制度及び改良土基準の現状について

資料4 建設発生土土質改良プラント認証制度の主な事項について

資料5 今後の委員会開催予定

参考資料2-1 東京都「再生砕石利用拡大支援要綱」

参考資料2-2 「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務のご案内」WMF

参考資料2-3 ACRAAC 品質監査基準要綱

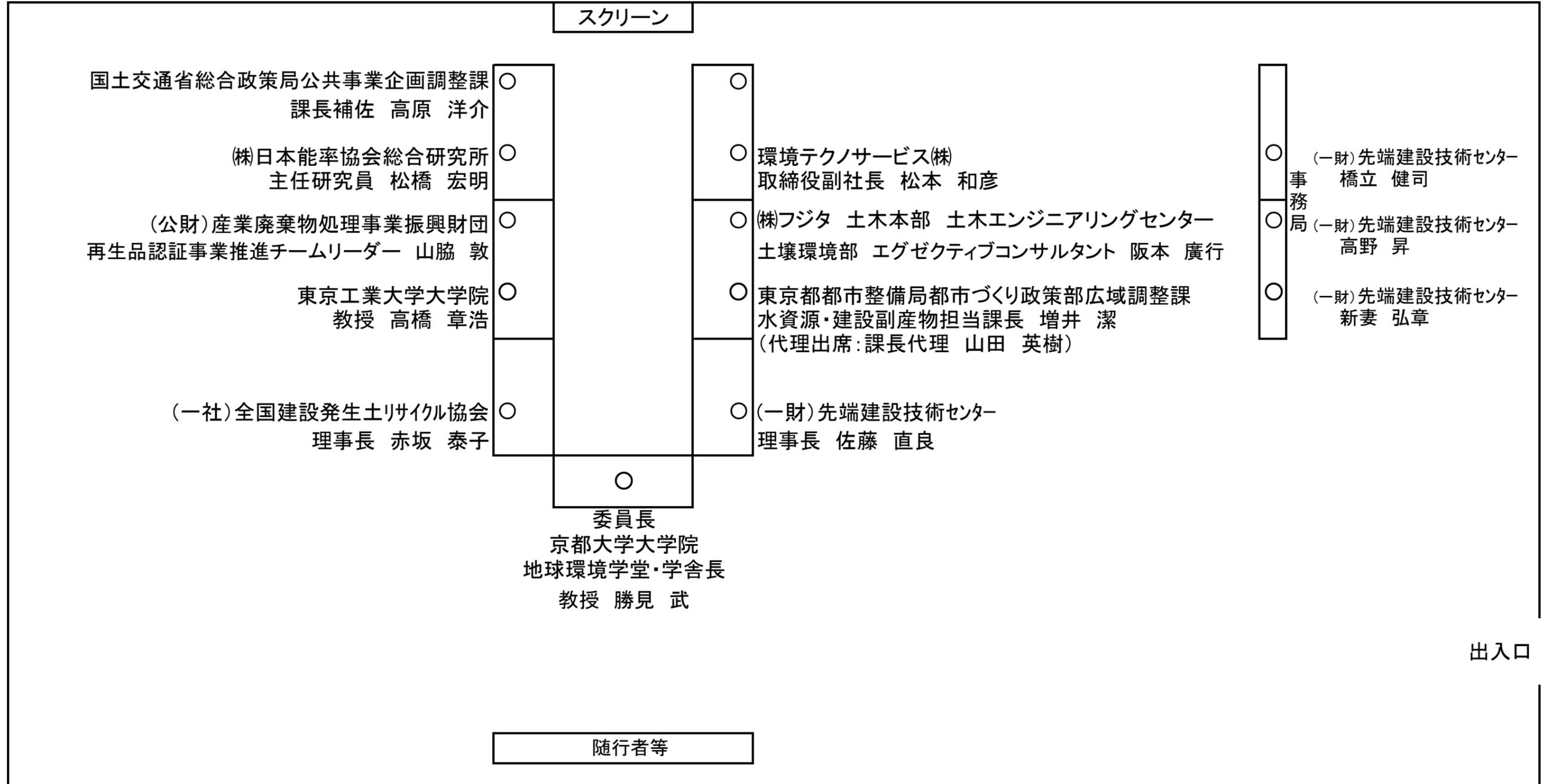
参考資料3-1 自治体における建設発生土土質改良プラント認定・審査制度一覧

参考資料3-2 自治体における建設発生土土質改良土品質基準一覧

参考資料4-1 建設発生土の利用用途別品質基準等

# 第1回建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会

## 出席者配席図



## 「建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会」設置趣旨

1. 現在、建設発生土土質改良土の再利用が強く求められているにも拘らず、道路の埋戻し材などへの土質改良土の利用が自治体の主導で広がってきているものの、建設発生土の性状や発生量は地域特性があることから、自治体ごとに土質改良土の品質基準等が異なっており、良好な実績を上げている土質改良プラントも全国展開の展望が開けない状況である。
2. こうした現状に対して、民間デ・ファクト基準として「再利用目的に適した土質改良土の品質基準」及び「その品質基準に適合する土質改良土を生産する土質改良プラントの認証基準」を作成し、この基準に適合した「建設発生土土質改良プラント」を民間認証として認証することにより、建設発生土土質改良土の再利用を促進することを目的として、「建設発生土土質改良プラント認証制度」を設立する。
3. 一般財団法人先端建設技術センターは、認証に関する審査及び更新並びに関連する調査やサービスなどを認証申請者に対して有償で実施する。
4. 同センターは、学識経験者を含む有識者で構成する「建設発生土土質改良プラント認証審査会」に民間事業者等から認証申請のあったプラントが認証基準に適合しているか否かを諮り、適合しているプラントについて「建設発生土土質改良認証プラント」として認証する。
5. 同センターは、2.～4.を踏まえて、建設発生土土質改良プラント事業者の全国組織である一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会と共同で、建設発生土土質改良プラント認証制度の構築に向けて有識者から構成する検討会議を設置し、認証制度の構築及び運用に関する検討を行うものとする。

以上



## 建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会規約(案)

(名 称)

第1条 本会は、「建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会」(以下「委員会」という。)という。

(目 的)

第2条 委員会は、建設発生土の質を重視した有効利用に資するため、第三者機関による土質改良プラント認証制度において必要となる次の事項を検討することを目的とする

- (1) 土質改良土の利用用途に応じた品質基準、品質管理基準
- (2) (1)の基準に適合した土質改良土を製造できる土質改良プラントの認証基準
- (3) その他、必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会は、別紙に掲げる学識関係者、関係機関および有識者の委員で構成する。
- 3 委員については、代理出席を認める。
- 4 委員長及び委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の議事の進行に当たる。
- 3 委員長に事故がある時は、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の秘密保持義務)

第5条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、一般財団法人先端建設技術センターと一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会が共同で務める。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年9月15日から施行する。

建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会名簿

委員長	勝見 武	(一社)全国建設発生土リサイクル協会 顧問 京都大学大学院地球環境学堂・学舎長 教授
委員	高橋 章浩	東京工業大学大学院環境・社会理工学院土木・環境工学系教授
委員	増井 潔	東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課 水資源・建設副産物担当課長
委員	山脇 敦	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 再生品認証事業推進チームリーダー
委員	阪本 廣行	(株)フジタ 土木本部 土木エンジニアリングセンター 土壌環境部 エグゼクティブコンサルタント
委員	松橋 宏明	(株)日本能率協会総合研究所 主任研究員
委員	松本 和彦	(一社)全国建設発生土リサイクル協会 常務理事 環境テクノサービス(株)取締役副社長 技術営業部長
委員	高野 昇	(一社)全国建設発生土リサイクル協会 常務理事 (一財)先端建設技術センター 企画部 参事役
オブザーバー	高原 洋介	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課課長補佐

(順不同)

事務局	新妻 弘章	(一財)先端建設技術センター 企画部次長
事務局	橋立 健司	(一財)先端建設技術センター 企画部 グループリーダー
事務局	赤坂 泰子	(一社)全国建設発生土リサイクル協会 理事長

## 委員会における検討事項について

1. 第三者認証制度とは
2. 再生資材における第三者認証制度の事例
  - ・東東京都環境局「再生砕石利用拡大支援施設認証」制度(詳細は参考資料2-1)
  - ・(公財)産業廃棄物処理事業振興財団  
「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る 審査認証業務」(参考資料2-2)
  - ・<参考>ACRAC品質監査制度(詳細は参考資料2-3)
3. 委員会における検討事項(案)

## 1. 第三者認証制度とは—JISマーク表示制度—

- JISマーク表示制度は、産業標準化法に基づき国により登録された第三者機関から、JISへの適合性審査により認証をうけること(第三者認証)によって、JISマークを表示できる制度。
- 一般的に、JIS以外の規格・基準についても、事業者と利害関係がない第三者が当該規格・基準への適合性を審査し認証することを第三者認証という。

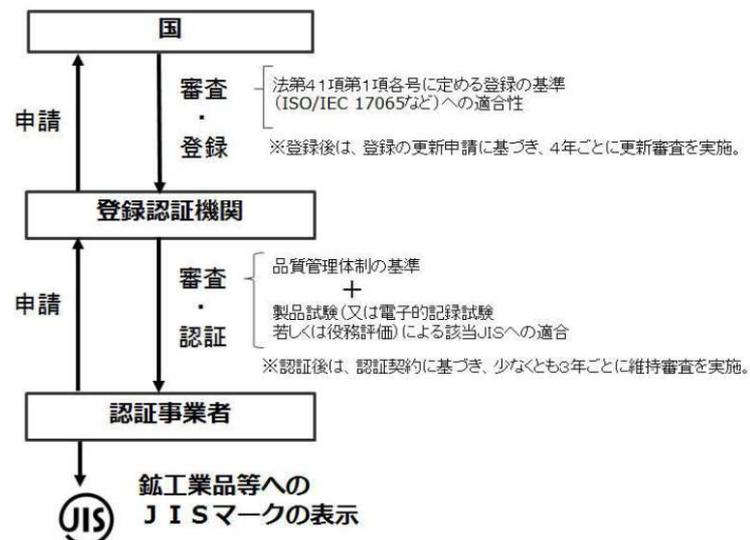
### JISマーク表示制度の概要

#### 1. 民間の第三者機関による認証

国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から該当JISへの適合性に関する審査の結果、認証を受けることによって、JISマークを表示することができる制度です。

なお、登録認証機関の選択は自由です。

審査は、登録認証機関が、品質管理体制の基準適合性及び製品試験(又は電磁的記録試験若しくは役務評価)により該当JISへの適合性評価を行い、これらの基準に全て適合していることが確認されると認証されます。



### 東京都環境局「再生砕石利用拡大支援施設認証」制度

項目	内容
制度概要	本事業は、再生砕石製造事業者の任意の申請に基づき、東京都内に所在する製造施設について、東京都環境局が認証した品質基準を満たす再生砕石を継続的に製造できる工程、設備仕様その他能力等を有するものであることを認証するもの
認証機関	公益財団法人東京都環境公社
審査手順・期間	申請→受理→(申請手数料払込)→書類審査→現地審査→審査結果取り纏め→理事長決定→施設認証取得証交付 書類審査から施設認証取得証交付まで約1か月
審査事項	一 再生砕石の原料となるコンクリート塊等の発生現場における当該コンクリート塊等の品質を確保させるための工程 二 再生砕石の原料となるコンクリート塊等の認証対象施設への受入れ及びその保管に係る工程 三 基準適合再生砕石の製造に係る工程 四 製造した基準適合再生砕石の保管に係る工程 五 製造した基準適合再生砕石の認証基準への継続的な適合を管理する工程
認証有効期間	施設認証取得証の交付を受けた日から <b>1年間</b>
認証後のフォローアップ	施設認証取得証を交付してから6ヶ月経過後、次に示す書類を公社に提出 ①自主点検記録簿又は同様の書類、②その他、公社が必要と認めるもの
申請手数料	<b>30万円</b> (消費税及び地方消費税別) 1施設につき、1工種 及び 材料ごと

資料:「再生砕石利用拡大支援施設認証申請の手引き」(公益財団法人東京都環境公社)をもとに作成  
[https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/re-crashed\\_stone](https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/re-crashed_stone)

2

### 東京都環境局「再生砕石利用拡大支援施設認証」審査内容

審査事項	確認内容
一 再生砕石の原料となるコンクリート塊等の発生現場における当該コンクリート塊等の品質を確保させるための工程	解体現場から発生する原料が、基準適合再生砕石の原料として適切であるとして申請者が定めた自社の受入基準を満たしていることを確認する体制を整えていること。
二 再生砕石の原料となるコンクリート塊等の認証対象施設への受入れ及びその保管に係る工程	基準適合再生砕石の原料を認証対象施設において適切に受入れ及び保管する体制を整えていること。 なお、受入基準に満たないコンクリート塊等の搬入があった場合、原料保管スペース内で基準を満たす原料と明確に区別して混ざらないように保管していること。
三 基準適合再生砕石の製造に係る工程	イ 認証対象施設の一連の製造工程が、基準適合再生砕石を製造できる適切な製造体制を整えていること。 ロ 認証対象施設の再生砕石製造工場に係る機器が、基準適合再生砕石を製造できる適切な構造及び性能を満たしていること。
四 製造した基準適合再生砕石の保管に係る工程	基準適合再生砕石を適切に保管及する体制を整えていること。 なお、同一の施設で基準適合再生砕石と通常品質の再生砕石を保管する場合、完成品保管スペース内で基準適合再生砕石と通常品質の再生砕石を明確に区別して混ざらないように保管していること。
五 製造した基準適合再生砕石の認証基準への継続的な適合を管理する工程	イ 基準適合再生砕石の品質が基準で定められた規定値を上回っていることを、日常的及び定期的に管理する体制を整えているなど、基準適合再生砕石の品質管理を実施する体制を整えていること。 ロ 品質管理方法や検査結果について、インターネットの利用又はその他の適切な方法により公表するなど、品質管理状況を対外的に公表する体制を整えていること。

出展: [https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/re-crashed\\_stone](https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/re-crashed_stone)

3

## 2.再生資材における第三者認証制度の事例<参考>ACRAC 1/2

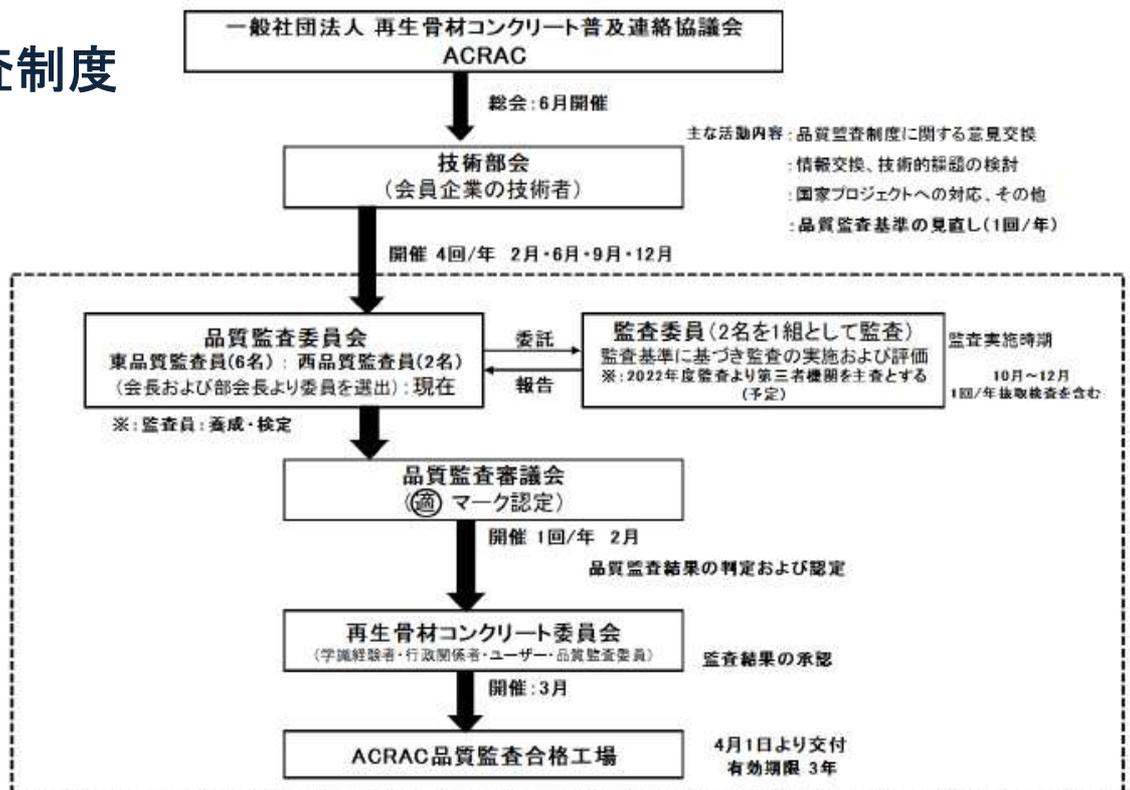
### 一般社団法人 再生骨材コンクリート普及連絡協議会(ACRAC)品質監査制度

項目	内容
制度目的	・ACRAC会員各社の技術力の向上、品質の確保により、社会的に信頼性を高め、安定した品質のコンクリート用再生骨材の供給
監査対象社	・ACRAC主催の技術認定に関する受講者が在籍しているACRAC会員会社
監査実施体制	・ACRACから委託を受けたJQA監査員とACRAC品質監査委員会より選出された監査委員(2名)
監査項目	A総括的事項:①品質保証,②コンクリート用再生骨材の適合性,③環境負荷低減,④技術力の確保,⑤教育訓練,⑥不適合管理,⑦環境保全 B個別事項:1.製品の管理基準、2.製造の管理基準、3.設備の管理基準、4.外注の管理基準 C実地検査:製品検査
監査合格判定	・A,B事項は、各項目a適合、b一部不適合、c不適合により判定し、bが2点、cを5点の減点法により評価を行い、減点の合計が20点未満を合格基準とする。 ・C実地検査は、その結果が判定基準を満足すること
監査合格証	・ACRAC品質監査審議会において判定および認定を行い、ACRAC再生骨材コンクリート委員会で承認されたのち、合格証および <sup>Ⓢ</sup> マーク使用承諾書を品質監査委員長名で交付
監査有効期間	・合格書および <sup>Ⓢ</sup> マークの有効期間は、当該監査の次年度から3年間
中間監査	・年1回以上、抜き取り検査
監査費用	・JQA委託料により変動

資料:ACRAC 2021年度品質監査報告書をもとに作成  
<https://acrac.org/technical/>

## 2.再生資材における第三者認証制度の事例<参考>ACRAC 2/2

### ACRAC品質監査制度の流れ



出展:ACRAC 2021年度品質監査報告書  
<https://acrac.org/technical/>

### 3.委員会における検討事項(案)

区分	項目	検討内容
原料土としての建設発生土に関する項目	品質	・国交省「発生土利用基準について」(H18.8.10)における第1種から第4種建設発生土、泥土のうち、土質改良対象とする建設発生土を限定するか？
	環境安全性(有害物質)	・土壌汚染対策法の指定区域、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域に該当する工事からの建設発生土は受入れできないことを前提として、それ以外の区域の工事の建設発生土について、①、②への適合を求めるか？ ①土壌汚染対策法施行規則(H14.12.26)別表第4及び同別表第5の試験項目の基準値 ②「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(H14.7.22)による基準値(土壌)
製品としての土質改良土に関する項目	品質	・改良土の利用用途ごとの品質指標と基準値の設定のあり方 品質指標:CBR、コーン指数、最大粒径、等
	環境安全性	・製品としての改良土に①、②への適合を求めるか？
	品質管理	・品質指標ごとの品質試験頻度等
土質改良土製造工場(プラント)の認証に関する項目	審査事項	・改良土品質基準に適合した改良土を継続的に製造することが可能であることを認証するための審査事項は次でよいか？ ア)原料土の受入、イ)品質基準に適合する改良土の製造 ウ)製造した改良土保管、エ)継続的な適合を可能とする組織管理体制等
	プラントタイプ	・移動式プラントも認証対象とするか？
	製造者	・製造者に資格要件(欠格要件)をつけるか？
	認証有効期間	・1年、3年、5年のいずれが妥当か？ 認証有効期間中の中間審査方法・内容？
	その他	・認証対象範囲、環境対策、トレーサビリティ、認証審査料金、その他

注1: 認証審査は、(一財)先端建設技術センター(ACTEC)内に設置する「認証審査委員会」(仮称)が実施し、ACTEC理事長が認証予定。

注2: 土質改良土品質基準、プラント認証制度は、自治体における改良土基準、改良プラント認定・審査制度との整合が必要。

# 自治体における 土質改良プラント認定・審査制度及び改良土基準の現状について

## 1. 土質改良プラント認定・審査制度の現状

・参考資料3-1を参照

## 2. 改良土品質基準の現状

・参考資料3-2を参照

## 1. 土質改良プラント認定・審査制度の現状 -参考資料3-1参照-

- HP等情報によれば、制定年順に福岡市、豊田市、福岡県、大阪市、広島県、名古屋市、岡山県、堺市の8自治体において建設発生土の土質改良プラントの認定・審査等制度を運用。
- 認定等対象を定置式プラントに限定しているのは、名古屋市、大阪市、堺市の3市のみ。
- 改良土製造に係る基本的設備に加えて、粉塵対策等環境対策を認定等条件としている自治体が多い。
- 5自治体では、プラント事業者資格に暴力団関係者等の欠格要件を設定している。
- 認定等有効期間は、1年が4自治体、3年、5年が各1自治体となっている。

### 土質改良プラント認定・審査制度概要

(自治体名表示順は制度制定順)

項目	規定状況	内容等
プラント能力	2/8	能力を規定してるのは福岡市、名古屋市のみ
プラント形式(定置式、移動式)	7/8	定置式プラントに限定しているのは名古屋市、大阪市、堺市のみ
プラント設備	搬出入土量管理	トラックスケール設置:豊田市、名古屋市、堺市
	原料土	原材料自動計測装置:豊田市、名古屋市、岡山県
	改良土	改良添加剤自動計測装置等:豊田市、大阪市、広島県、名古屋市、岡山県
	環境対策	騒音・粉塵対策等:福岡市、豊田市、福岡県、広島県、名古屋市、岡山県
	その他設備	防犯対策等:豊田市、福岡県、広島県
その他	7/8	自治体内立地、関係法令順守・許可確認、伝票による搬出入量確認など
事業者資格欠格要件有	5/8	暴力団関係者、関係法令違反5年以内の者等
認定等有効期間	6/8	1年:4自治体 3年:1自治体 5年:1自治体

## 2.改良土品質基準の現状 -参考資料3-2参照-

- HP等情報によれば、建設発生土の土質改良プラントの認定・審査等制度を制定している8自治体に加えて、25自治体(さいたま市は埼玉県を準拠しているため1自治体とカウント)、合計33自治体が改良土品質基準を制定。
- 改良土の品質基準指標としては、CBR、最大粒径を採用している自治体が多い。CBR、最大粒径の基準値は改良土用途が路床材か路盤材かによっても、大きく異なっている。
- 改良土の土壌環境基準への適合を求めているのは、14自治体(うち7自治体は一部項目のみ)

### 改良土品質基準内容概要

項目	規定状況	内容等
原料土	7/33	第3種以上:名古屋市、第3、4種:秋田県、第4種以上:豊田市等5自治体
改良剤	27/33	石灰又は石灰系18自治体、石灰系・セメント系:9自治体
改良土		
土質基準	7/33	第2種改良土以上:6自治体、第1種~4種発生土相当1自治体
用途	16/33	埋戻し:13自治体 全用途2自治体、路床土・路盤材:1自治体
力学的		
指標		
CBR	29/33	設計CBR(3~20%)24自治体、修正CBR(12~30%):5自治体
一軸圧縮強度	5/33	100~200kPa(28日強度):4自治体、路盤材0.7MPa(10日間強度):1自治体
コーン指数	8/33	800kN/m <sup>2</sup> 以上:8自治体
粒径		
最大粒径	30/33	10mmから100mmまで様々、最も多いのは40mm
細粒分	9/33	25%以下:6自治体、15%以下、20%以下、2~20% 各1自治体
含水比	1/33	名古屋市
PH	4/33	排水基準のPH5.8~8.6:埼玉県、長野市、豊橋市、鳥取市
土壌環境基準への適合	14/33	14自治体のうち7自治体はカドミウム等一部の物質のみ
その他	8/33	PII:5自治体、塩分量、貝殻混入率:福岡市、土壌腐食性評価指標値:仙台市塩釜市
試験頻度等	27/33	

## 建設発生土土質改良プラント認証制度の主な事項について

1. 本認証制度の基本的考え方
2. 土質改良土品質基準・品質管理基準  
(参考資料4-1 建設発生土の利用用途別品質基準等)
3. 土質改良プラント認証審査事項・審査基準等

### 1. 本認証制度の基本的考え方

- 現状では、8自治体において建設発生土土質改良プラント認定制度が制定されているとともに、この8自治体を含め23自治体において土質改良土の品質基準が制定されている。
- このため、本委員会で構築する認証制度は、これら制度、品質基準と整合することが求められる。
- 土質改良土の利用拡大のためには、改良土基準等が制定されていない自治体での改良土利用が必須であることから、本認証制度は、改良土基準等未制定の自治体での基準等制定促進策の1つと位置付ける。
- また、既存の自治体プラント認定制度についても、制度の高度化・運営効率化の観点から、第三者認証制度への移行などを積極的に働きかける。

## 2.土質改良土品質基準・品質管理基準 1/3

### 原料土としての建設発生土に関する項目

項目	検討内容	土質改良プラント認証制度における内容案
品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省「発生土利用基準について」(H18.8.10)における第1種から第4種建設発生土、泥土のうち、土質改良対象とする建設発生土を限定するか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、原料土の土質性状を規定している自治体は少ない。規定している自治体では、第4種又は第3種建設発生土以上を原料土(改良対象土)としている。</li> <li>・本認証制度では、原料土の土質性状を規定しない。</li> </ul>
環境安全性 (有害物質)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法の指定区域、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域に該当する工事からの建設発生土は受入れできないことを前提として、それ以外の区域の工事の建設発生土について、①、②への適合を求めるか？</li> <li>①土壌汚染対策法施行規則(H14.12.26)別表第4及び同別表第5の試験項目の基準値</li> <li>②「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(H14.7.22)による基準値(土壌)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、名古屋市のみ民間発生土を10%以上受入る場合は、土壌環境基準への適合性を求めている。</li> <li>・本認証制度では、原料土については土壌環境基準への適合性を求めないこととする。</li> </ul>

2

## 2.土質改良土品質基準・品質管理基準 2/3

### 製品としての土質改良土に関する項目 1/2

項目	検討内容	土質改良プラント認証制度における内容案
品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改良土の利用用途ごとの品質指標と基準値の設定のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の改良土の用途としては、埋設管理戻し、路床土が多い</li> <li>・本認証制度としては、改良土利用拡大を目指していることから、利用用途は限定しないこととする。</li> </ul>
	品質指標: CBR、コーン指数、最大粒径、等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の品質指標としては、(設計)CBR、最大粒径が多い。</li> <li>・本認証制度としては、(設計)CBR、最大粒径を基本とし、地域(自治体)に応じて、他の指標を追加設定することとする。</li> </ul>
	改良土品質基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では自治体によって、品質基準値が異なっている。</li> <li>・本認証制度としては、品質指標の具体的基準値は定めないこととし、参考値として利用用途ごとの品質指標と品質基準値を示すこととする。</li> </ul>

3

### 製品としての土質改良土に関する項目 2/2

項目	検討内容	土質改良プラント認証制度における内容案
環境安全性	・製品としての改良土に土壤環境基準への適合を求めるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、一部項目のみを含め約半数の自治体で改良土の土壤環境基準への適合性を求めている。</li> <li>・本認証制度としては、「質を重視したリサイクル」、「改良土に付加価値をつける」意味合いからも、改良土の土壤環境基準への適合性を求めることとする。</li> </ul>
品質管理	・品質指標ごとの品質試験頻度等	・現状では、土壤環境基準関係試験以外の品質試験頻度は、1日1回から週1回、等様々。

4

## 3. 土質改良プラント認証審査事項・審査基準等 1/2

### プラント審査に関する項目

項目	検討内容	土質改良プラント認証制度における内容案
審査事項	<p>・改良土品質基準に適合した改良土を継続的に製造することが可能であることを認証するための審査事項は次でよいか？</p> <p>ア)原料土の受入、 イ)品質基準に適合する改良土の製造 ウ)製造した改良土保管 エ)継続的な適合を可能とする組織管理体制等</p>	<p><b>ア)原料土の受入、</b> ・原料土受入基準を定め、その基準を満たしていることを確認する体制を整えていること。 ・原料土を適切に保管、管理する設備、体制を整えていること。</p> <p><b>イ)品質基準に適合する改良土の製造</b> ・改良土品質基準を定めていること。 次を可能とする設備・体制を整えていること。 ・改良剤の適切な保管 ・改良剤、原料土の定量供給 ・改良土基準を満足する改良土製造</p> <p><b>ウ)製造した改良土保管</b> ・改良土基準を満たす改良土を適切に保管する設備・体制を整えていること。 ・複数の品質の改良土を製造する場合には、それぞれごとに適切に保管する設備・体制を整えていること。</p> <p><b>エ)継続的な適合を可能とする組織管理体制等</b> ・改良土の品質が品質基準値を満たしていることを日常的、定期的に管理する体制を整えていること。 ・インターネットなどを活用して、品質管理状況を対外的に公表する体制を整えていること。</p>

5

#### プラント審査に関する項目

項目	検討内容	土質改良プラント認証制度における内容案
プラントタイプ	・認証対象を定置式プラントに限定するか、移動式プラントも認証対象とするか？	・現状では、移動式プラントを固定して稼働している場合も可とする自治体があることから、移動式プラントも認証対象としないと現状の自治体制度と整合しない。 ・移動式プラントを固定して稼働する際、認証基準を満たす条件を明確にしておく必要がある。
製造者	・製造者に資格要件(欠格要件)をつけるか？	・製造者には欠格要件を定める。
認証有効期間	・1年、3年、5年のいずれが妥当か？ ・認証有効期間中の中間審査方法・内容？	・3年を基本とし、毎年の認証基準への適合性確認資料等の提出を求めることとする。 ・中間年の現地審査(プラント審査)については、その内容も含め要検討。
その他	・認証対象範囲 ・プラント環境対策をどの程度求めるか？ ・原料土、改良土のトレーサビリティを求めるか？ ・認証審査料金として妥当な範囲は？ ・その他	・同一プラント内で所与の品質規準を満たさない改良土を製造する場合の認証対象範囲の明確化が必要。 ・ISO審査と同様、複数事業所(プラント)を一括して認証できるようにする対応も必要。 ・プラント立地場所に応じた望ましい環境対策を示すこととする。 ・原料土、改良土についてトレーサビリティシステム導入を推奨。 ・認証審査料金は、東京都の30万円が目安か？ ・ISO9001,14001取得済プラントについては、審査内容の省略、審査費用の割引等を考慮することが望ましい。

## 今後の委員会開催予定について

### 第2回 11月下旬

#### ・認証制度(案)

第3回までの間で (一社)全国建設発生土リサイクル協会正会員から  
制度案への意見を徴収

### 第3回 2月上旬

#### ・認証制度創設